

浜松市総合体育館に係る審査基準及び処分基準

(目的)

第1条 この要綱は、浜松市総合体育館条例(平成17年浜松市条例第197号。以下「条例」という。)に基づく申請に対する処分及び不利益処分を行うに当たっての審査基準及び処分基準を定めることにより、処分の公正の確保と透明性の向上を図り、もって条例の適正かつ円滑な執行を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、条例及び浜松市総合体育館条例施行規則(平成17年浜松市規則第200号。以下「規則」という。)に定めるところによる。

(利用の許可の申請時期)

第3条 当該施設の利用申請時期について規則第2条第2項に規定する「市長が特に必要があると認めるとき」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 浜松市及び浜松市教育委員会の主催事業及び共催事業を行う場合
- (2) 大会又はイベントの規模が市域全体を対象としたもの以上であり、かつ内容に高い公益性が認められる場合
- (3) 施設の設置経過又は地域の実状等により特例的な措置が必要と認められる場合

(利用の許可における専決)

第4条 前条における利用の許可については、施設を所管する部長又は所管する区長が専決するものとする。ただし、指定管理者が管理する施設については、利用許可後、別記様式により速やかに市長に報告するものとする。

(利用の許可に係る審査基準)

第5条 条例第6条に基づく利用の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合を除くほか、これを行わなければならない。

- (1) 総合体育館の利用の申請が他の利用許可と競合する場合
- (2) 条例第7条の規定に基づき利用を制限する場合

2 条例第7条第1号に規定する「公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 総合体育館で大会等が開かれることにより、人の生命、身体又は財産が侵害され、公共の安全が損なわれるという明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見される場合
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第3条第1項の許可なく第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する行為を行う場合
- (3) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)その他の法令に違反する

行為について刑事事件により起訴されている場合において、当該行為を行うとき

3 条例第7条第2号に規定する「集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第5号に規定する指定暴力団等が主催し、又は共催して事業を行う場合をいう。

4 条例第7条第4号に規定する「管理上支障があると認めるとき」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 利用予定人員が施設の収容人数を超える場合その他申請者若しくは他の利用者の安全の確保又は施設の設備の機能等に支障を生じると認める場合

(2) 施設の定期点検その他管理上必要な事由が生じた場合

（使用料又は利用料金の減免に係る審査基準）

第6条 条例第10条又は条例第22条に規定する「その他特別の理由があると認める場合」とは、次に掲げる場合をいう。

施設名称	減免の理由及び割合
1 浜松市天竜下阿多古体育館	(1) 市又は市の機関が使用するとき。 免除 (2) 官公署その他公共団体が公用又は公共事業の用に使用する場合 ア 入場料を徴収しないとき。 免除 イ 入場料等を徴収するとき。 5割 (3) 社会体育の振興上特に必要と認めたとときに、前項に準じて減免することができる。
2 浜松市奥山体育センター	(1) 市及び市の機関並びに市の機関が主催または共催する事業に使用するとき。 免除 (2) 市内の中学生以下の者及び市内の中学生以下の者が主たる構成員の団体が使用するとき。 免除 (3) 自治会、地区スポーツ推進員、社会教育関係団体、体育協会支部等に所属するスポーツ団体が主催又は共催する事業で、市長が地域の振興及びスポーツの振興上特に必要と認めたとときに。 免除

（使用料又は利用料金の還付に係る審査基準）

第7条 規則第10条第1項第1号及又は規則第15条第1項第1号に規定する場合は、条例第8条第1項に定める額を還付する。

2 規則第10条第1項第2号又は規則第15条第1項第2号に規定する「市長（指定管理者）が利用者の責めに帰することができないと認める理由」とは、次に掲げるものをいい、当該各号に定める額を還付する。

- (1) 天災、事故その他の不可抗力により、総合体育館の施設の利用が困難となったこと。
 条例第 8 条第 1 項に定める額
- (2) 入場料を徴収して興行等を行う場合において、天災、事故その他の不可抗力により、
 当該興行等が行えなくなったこと。 条例第 8 条第 1 項に定める額
- (3) 商品の展示、宣伝若しくは販売その他の営業活動を行う場合において、天災、事故
 その他の不可抗力により、営業活動が行えなくなったこと。 条例第 8 条第 1 項に定
 める額
- (4) 入場料を徴収して興行等を行う場合において、出演者の急病、怪我等により興行等
 の開催が不可能となったこと。 条例第 8 条第 1 項に定める額で利用者が入場料を徴
 収しない場合の額を除いた額
- (利用許可の取消しに係る処分基準)

第 8 条 条例第 1 3 条の規定による許可の取消し、利用条件の変更又は利用の停止は、次
 の表に定めるところにより行うものとする。

要件	処分内容
1 条例第 1 3 条第 1 号	
(1) 条例第 8 条第 2 項又は条例第 2 1 条第 1 項の規定に違反し て使用料又は利用料金を納付しないとき。	許可の取消し
(2) 条例第 1 2 条の規定に違反して利用の権利を譲渡し、又は 転貸したとき。	許可の取消し
(3) 規則第 1 7 条各号に規定する遵守事項に違反したとき。	
ア 規則第 1 7 条第 1 号の規定に違反したとき。	利用の停止
イ 規則第 1 7 条第 2 号の規定に違反したとき。	利用の停止
ウ 規則第 1 7 条第 3 号の規定に違反したとき。	
(ア) 利用前において違反が明らかになったとき。	許可の取消し
(イ) 利用の際違反が明らかになったとき。	利用の停止
エ 規則第 1 7 条第 4 号の規定に違反したとき。	利用の停止
オ 規則第 1 7 条第 5 号の規定に違反したとき。	
(ア) 利用前において指示に違反したとき。	許可の取消し
(イ) 利用の際指示に違反したとき。	利用の停止
(4) 正当な理由がなく、規則第 1 8 条の規定による職員の入室を 拒んだとき。	利用の停止
(5) 偽りその他不正な手段により、条例第 6 条の規定による許 可を受け、又は条例第 1 0 条の規定による使用料若しくは条 例第 2 2 条の規定による利用料金の減免を受けたとき。	許可の取消し
2 条例第 1 3 条第 2 号	
(1) 第 5 条第 4 項第 1 号に該当するとき。	許可の取消し又は

	利用条件の変更
(2) 第5条第4項第2号に該当するとき。	
3 利用の条件を変更し、又は利用を停止した場合において、利用者が、正当な理由が無く、条件に従わず、又は利用を継続しようとしたとき。	許可の取消し

第9条 施設の使用料等について、当該施設に係る規則で規定された減免対象団体のうち、総合型地域スポーツクラブ(地域におけるスポーツの振興を主たる目的とする団体のうち市長が別に定めるもの)とは、次に掲げる団体をいう。

- (1) 新津総合クラブ
- (2) 湖東スポーツ・文化クラブ
- (3) みさくぼスポーツクラブ
- (4) 天竜楽漕クラブ
- (5) 北浜スポーツクラブ
- (6) 龐玉スポーツクラブ
- (7) 北部スポーツクラブ
- (8) 北浜東部スポーツクラブ
- (9) 浜名スポーツクラブ

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年1月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。